○国土交通省告示第五百二十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	海南市下津町橘本字小谷原一九八一番一から同市下津町橘本字土穴二八番四まで	平成二十三年五月二十一日六時

○国土交通省告示第五百二十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	名古屋市緑区大高町字別所山一番二一から同市緑区大高町字茨谷山一番五四まで	平成二十三年五月二十一日〇時

○関東地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目九一九番一三地先から同市国分一丁目九一九番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月二十日

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市長谷三丁目四六七番一から同市長谷三丁目四四八番まで	前	九・九〇～二八・一〇メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	一六・〇〇～三二・九〇メートル	〇・〇九三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県鹿足郡津和野町滝元一四〇番から同町直地字ドウドウ一七三〇番一まで	前	一二・五〇～五一・七五メートル	一・〇三六キロメートル	上記A及びBは関係図面で表示する敷地
	A	一六・八八～五九・五一メートル	一・〇三六キロメートル	
	後	一一・五〇～三九・七〇メートル	一・〇二四キロメートル	
	B	一〇・九〇～三七・九〇メートル	〇・六〇四キロメートル	
	前	一四・六〇～四六・二五メートル	〇・六〇四キロメートル	

島根県鹿足郡津和野町直地字ドウドウ一七三〇番一から同町直地字溝尾原二八〇番二まで

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区御津野々口字垣ノ内四七五番二から同市北区御津野々口字古川四六一番一まで	前	一二・二〇～二〇・〇〇メートル	一・一五八キロメートル
	後	一二・二〇～二二・〇〇メートル	〇・一五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山市北区御津野々口字垣ノ内四七五番二から同市北区御津野々口字垣ノ内四七七番三まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月二十日

○中国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大田市朝山町朝倉字神田四六五番四から同市朝山町朝倉字松尾五四三番二まで	前	一二・三〇～二九・八一メートル	〇・三二四キロメートル
	後	一五・三二～四四・八八メートル	〇・三二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所